

入居者 各位

東京都渋谷区神泉町 10-10 神泉ビル 3 階
株式会社 ワークスコア
代表取締役 鎌田 勇 人



消費税率改正のお知らせ

拝啓 皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご周知の通り、昨年中に政府が決定した消費税の増税により、平成 26 年 4 月 1 日から消費税率が 8%に引き上げられることになりました。

これに伴い、下記項目の下線部分は課税対象となりますのでお知らせ致します。

記

1. 居住用の賃料・共益費・管理費・礼金・更新料・償却について
変更はございません。
2. 事業用の賃料・共益費・管理費・駐車料・礼金・更新料・償却について (※2 ※3)
すべて課税対象となりますので現行の 5%から 8%へ改正となります。
3. 引落料について (※3)
 - a. 契約時スタンホープ利用のお客様は以下の通り、改正がございます。
現行 引落料 210 円→改正後 216 円 (※1)
 - b. ジャックス・日本セーフティー・リクルートフォレントインシュアご利用のお客様については変更ございません。

※1 a のスタンホープ該当者様にはジャックスの集金代行依頼書を同封しますので、この機会に変更をお勧めします。(弊社へ依頼書が到着後、引落開始まで 1.5 ヶ月から 2 ヶ月かかりますので 4 月から引落開始までは改正後の税率が適用されます。)

ジャックスへ変更後 200 円
4. 振込手数料について (※3)
すべて課税対象となりますので現行の 5%から 8%へ改正となります。
5. 事務手数料・各種証明書の発行手数料について (※3)
すべて課税対象となりますので現行の 5%から 8%へ改正となります。
6. 修繕費用・原状回復費用・鍵交換費用等について (※3)
すべて課税対象となりますので現行の 5%から 8%へ改正となります。

※2 **賃料・共益費・管理費・駐車料**については平成 26 年 4 月分 (3 月末お支払い分) より新税率となります。

※3 **礼金・更新料**、その他 3 項から 6 項については平成 26 年 4 月 1 日以降のお支払い分から新税率が適用されます。

以上

本内容につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、末尾記載「本件に関する問合せ先」へご連絡頂ければ幸いに存じます。今後とも、変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

【本件に関する問合せ先】

株式会社 ワークスコア プロパティマネジメント事業部 Tel 03-3770-5559